

江東区 こども・子育て支援活動助成事業

令和7年度 募集要項



「江東区観光キャラクターコトミちゃん」

【問い合わせ先】

江東区役所

こども未来部こども家庭支援課こども家庭係

電話:03-3647-9230

E-Mail:kosodateshien@city.koto.lg.jp

令和7年度「こども・子育て支援活動助成事業」募集要項

1. 事業の目的

こども又は子育て家庭を支援する地域団体の活動に対し、その運営費の一部を助成することにより、当該地域団体の活動の安定化を図り、もってこどもの安全かつ安心な居場所の提供及び子育て環境の整備を図る。

2. 助成対象団体

次の要件すべてに該当する地域団体

- (1) 江東区内に活動の拠点を置き公益的活動をしていること。
- (2) 地域団体の運営に関する定款、規約等を備えていること。
- (3) 地域団体の代表者及び事業責任者が分かる構成員名簿を備えていること。
- (4) 予算、決算等の会計処理を適正に行っていること。
- (5) 事業計画書、事業報告書等の区が求める書類を提示できること。
- (6) 政治活動及び宗教活動並びに利用者に対する営業活動及び勧誘行為を行わないこと。
- (7) 地域団体の構成員が暴力団員又は暴力団関係者等に該当しないこと。
- (8) 公序良俗に反する活動を行わないこと。

3. 助成対象事業

次の要件すべてに該当する事業

- (1) 江東区内のこども又は子育て家庭への支援を目的とした非営利の活動
 - (2) 居場所の提供、遊び場づくり、養育相談、学習支援、その他児童福祉の向上に資する活動
 - (3) 原則1年以上実施している活動
 - (4) 原則月に1回以上実施する活動
 - (5) 原則として、こども又はその保護者が1回当たり合わせて10名以上参加できる規模である活動
 - (6) 活動中に事業責任者を常時配置し、安全に配慮ができている活動
- ※こども食堂については、こども食堂支援事業補助金を確認してください。

4. 助成対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施した活動

5. 助成額

1団体あたり年度で30万円を上限とする。

※予算額に応じて減額となる場合があります。

6. 助成対象経費

事業を実施するための次に掲げる経費

項目	対象経費
報償費（謝礼）	講師、アドバイザー等、外部の専門家に対する謝礼等
旅費（交通費）	講師、アドバイザー等に支払われる交通費（構成員、スタッフのための交通費は除く。）
消耗品費	助成対象事業の実施に必要な日用品、文具、事務用品等の購入費
広告費	チラシ、パンフレット等の印刷費及び SNS、ホームページ等の運営管理費
光熱水費	電気代、ガス代、水道代（助成対象事業に要した金額が明確でない場合は、実施時間等で ^{あん} 按分する。）
郵便料	チラシ等の郵送費、イベント物品の配送料等
保険料	助成対象事業への参加等のための損害賠償責任保険料、傷害保険料等
賃借料	会場使用料、家賃、機材、車両等のレンタル料等（いずれも助成対象事業に要した金額が明確でない場合は、実施時間等で ^{あん} 按分する。）
その他	助成対象事業の実施に必要な研修受講費、資格受講料等

※助成対象事業のみに使用されていることが明確な根拠をもって確認できる経費に限ります。

※国、都、公社、民間団体等から受けた助成により支出した経費を除きます。

※団体の構成員・スタッフへの人件費は除きます。

※上記項目でも、相場価格以上のものは対象にならないことがあります。

※社会通念上適当でないと思われる経費は除きます。

7. 助成スケジュール

日程	内容
令和7年 5月上旬	申請受付開始
5月下旬	申請受付終了
5月下旬～	書類確認及び審査
8月下旬（予定）	交付（不交付）決定通知書の送付

令和8年 3月中旬	実績報告受付開始
4月上旬	実績報告受付終了
5月	助成額の確定、請求及び交付

※必要に応じて、区職員が活動の様子を見学させていただく場合があります。

※毎月の活動終了後、翌月15日までに月次報告書及び助成対象経費の支出を証明する書類（領収書、レシート等）を提出してください。

8. 申請受付

<受付期間>

令和7年5月7日（水）から令和7年5月27日（火）まで

※受付は月曜日から金曜日（土日祝日を除く）午前9時から午後5時まで

<申請方法>

下記の書類を持参、郵送またはメールにて提出するものとする。

※郵送の場合、令和7年5月27日（火）の消印有効

<提出書類>

(1) 「こども・子育て支援活動助成金交付申請書」（所定様式）

(2) 「こども・子育て支援活動事業計画書」（所定様式）

(3) 「こども・子育て支援活動収支予算書」（所定様式）

(4) 定款、規約等

(5) 地域団体の代表者及び事業責任者が分かる構成員名簿

(6) 活動の概要が分かる書類（パンフレット等）

(7) 前年度における助成対象事業に係る収支決算書

※提出の前に下記<提出先>にある連絡先にご連絡ください。

<提出先>

江東区役所 3階 こども家庭支援課 こども家庭係

住 所：〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

電 話：03-3647-9230

E-Mail：kosodateshien@city.koto.lg.jp

9. 実績報告

<受付期間>

令和8年3月17日（月）から令和8年4月7日（月）まで

※受付は月曜日から金曜日（土日祝日を除く）午前9時から午後5時まで

<申請方法>

下記の書類を持参、郵送またはメールにて提出するものとする。

※郵送の場合、令和8年4月7日（月）の消印有効

<提出書類>

- (1) 「こども・子育て支援活動助成金実績報告書」（所定様式）
- (2) 「こども・子育て支援活動事業報告書」（所定様式）
- (3) 「こども・子育て支援活動収支決算書」（所定様式）
- (4) 助成対象経費の支出を証明する書類（領収書、レシート等）
- (5) 活動の概要が分かる書類（写真、チラシ、ポスター等）

※提出の前に下記<提出先>にある連絡先にご連絡ください。

<提出先>

江東区役所 3階 こども家庭支援課 こども家庭係

住 所：〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

電 話：03-3647-9230

E-Mail：kosodateshien@city.koto.lg.jp

10. 助成額の確定、請求及び交付

提出された実績報告について、区が審査し、事業の成果が交付決定時の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、交付額確定通知書により通知します。

交付額確定通知書を受け取った後、「こども・子育て支援活動助成金交付請求書」（所定様式）を提出していただき、助成金を交付します。

11. 助成金交付決定の取消し

助成団体が次のいずれかに該当したときは、助成金交付の決定の全部もしくは一部を取り消す場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (3) 前記「2. 助成対象団体」、「3. 助成対象事業」に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) その他、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

12. 助成金返還の請求

前記「11. 助成金交付決定の取消し」により助成金交付の決定を取消した場合、既に交付した助成金があれば、助成金の返還を助成団体へ請求します。

13. 留意事項

- (1) 審査上必要な場合は、追加資料等の提出をお願いすることがあります。
- (2) 申請や報告に際して提出いただいた書類は返却できませんので、予めご了承ください。
- (3) こどもや子育て家庭からの相談には積極的に応じ、虐待の可能性等、気になる利用者がいたときは、こども家庭支援課や養育支援課、こども家庭支援センター等の関係機関に連絡してください。
- (4) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる従事者等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて従事者等に周知徹底を図るなどの対策を講じてください。
- (5) 民間等の助成金を併せて申請する場合は、必ずこども家庭支援課に申請額や用途について報告してください。なお、民間等の助成金を受け取った領収書分は、区の補助金で申請は行えませんので、予めご了承ください。

【問い合わせ先】

江東区役所 3階 こども家庭支援課 こども家庭係
住 所：〒135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28
電 話：03-3647-9230
E-Mail：kosodateshien@city.koto.lg.jp